

部活動管理運営等業務委託
事業者募集要項

令和7年1月

大田区

第1 募集の趣旨・概要

1 募集の趣旨

大田区では、区立中学校（以下「学校」という。）におけるこどもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保や教員の働き方改革等の観点から、一部の部活動において、教員に代わって事業者等から配置された指導員が指導・運営を行うことで専門的な技術指導と部活動マネジメントを一括で行い、更なる部活動の充実と教員の負担軽減を図るモデル事業を実施しています。

併せて、部員数の減少により単一校での運営が困難な状況にある部活動は、拠点方式による合同部活動化するための課題整理を行うとともに、部活動を取り巻く煩雑な業務を将来包括的に外部委託することを見据え、業務の整理が求められています。

これらのことを踏まえ、効果的にモデル事業を実施し、諸課題の整理・効果検証を実施できる事業者を募集します。

2 対象

(1) グループA

馬込中学校、大森第四中学校*、大森第三中学校*、大森第十中学校*、大森第六中学校*、羽田中学校、志茂田中学校*

*は令和6年度モデル校です。

(2) グループB

大森第一中学校、馬込東中学校、大森第七中学校、糀谷中学校、出雲中学校、南六郷中学校、安方中学校

3 業務内容及び対象部活動

別紙「仕様書（グループA）」「仕様書（グループB）」及び「履行場所一覧（グループA）」「履行場所一覧（グループB）」のとおり

なお、履行場所一覧に示す部活動名（種目名）は、契約締結時に一部削除する可能性があります。

4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日（予定）

なお、契約は単年度限り。また、次年度以降契約更新の可能性有（初年度を含め3年を限度とする）。ただし、当該年度予算の議決、前年度までの履行状況及び同規模での本業務継続決定等の条件により、年度契約の更新を保証するものではありません。

5 選定方式

公募型プロポーザル方式

信頼性、事業実施能力、事業に係る意欲、積極性、先進性等を総合的に評価し、本事業の求める指導者を学校の要望に応じて適切に学校に配置することができ、かつ大

田区の部活動の現状、課題を把握した上で、部活動の専門的な技術指導とマネジメントを一括で行うことができる事業者を選定します。

また、グループAについては拠点方式による合同部活動化や部活動等業務を将来包括的に外部委託することを見据え、課題意識が明確で、着実に達成までの支援を行うことができる事業者を選定します。

6 契約限度額（上限）

(1) グループA 197,110千円（税込）

(2) グループB 167,690千円（税込）

※最低制限価格を設けています。

※この要項に定める事業は、令和7年度予算（案）について議会の議決を得られることを条件として、区と事業者との間で業務委託契約の調整を実施するものです。

7 公募・選定スケジュール

公募は、次の日程で行いますが、状況により変更することがあります。

項 目	時 期
募集要項等の公表（ホームページ）	1月16日（木）
募集内容に関する質問の受付期限	1月23日（木）
質問に対する回答（ホームページ）	1月28日（火）
提案書類の受付期間	1月16日（木）～2月7日（金）
一次審査（書類審査）	2月10日（月）～2月14日（金）
結果通知発送	2月17日（月）
二次審査（面接審査）	2月28日（金）
選定結果通知発送	3月6日（木）

第2 応募

1 応募要件

次の要件を全て満たす事業者が、本公募に応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (3) 国税又は地方税等を滞納していないこと。
- (4) 経営不振状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続を行ったとき）。

- (5) 大田区暴力団排除条例（平成 24 年条例第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（暴力団関係者を含む。）でないこと。
- (6) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2（議員の関係私企業への就職の制限）、第 142 条（長の請負人等になることの禁止）、第 166 条（副区長の兼職禁止・事務引継）及び第 180 条の 5 第 6 項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当しないこと。
- (7) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

2 応募方法

(1) 参加申込書の提出

本事業の応募する事業者は（2）様式 2 から 6 の書類提出前に、参加申込書（様式 1）を 1 部区に提出してください。

(2) 提出書類

様式	表題	提出部数	備考
様式 2	会社の概要等	正本 1 部 副本 10 部	
様式 3	配置予定の主任指導者の経歴等	正本 1 部 副本 10 部	一覧で作成 ※イニシャル可
様式 4	実績調書	正本 1 部 副本 10 部	
様式 5	企画提案書 1 部活動指導の取組み 2 指導者の採用・育成 3 事業の実施体制 4 指導者の管理体制 5 危機管理体制 6 拠点方式への対応 (グループ A 受託希望者のみ提出) 7 部活動等全般業務への考え方 (グループ A 受託希望者のみ提出) 8 区内の地域資源の活用方法	正本 1 部 副本 10 部	文字の大きさは 10 ポイント以上とし、左記の 1 から 8 について各々 2 ページ以内で作成すること。
様式 6	見積書	1 部	
様式 7	質問書	1 部	
様式 8	辞退届	1 部	

(3) 提出方法

ア フラットファイル等に綴らずに、ダブルクリップ等で束ねたものを提出してく

ださい。企画提案書の副本 10 部も同様です。

イ 様式 2 及び 5 は会社独自の体裁で作成可。ただし、様式番号・様式名・記載事項等がわかるようにすること。

ウ 様式 2～5 の副本には、会社名、代表者名、会社ロゴ等の表示及び応募者が特定できる表現はしないこと。

エ 事前に電話で提出日時を連絡の上、提出書類を提出場所へ受付時間内に持参してください。なお、郵送による提出はできません。

(4) 提出場所及び受付時間

大田区蒲田五丁目 37 番 1 号 ニッセイアロマスクエア 5 階

大田区教育総務部指導課 管理係

電話 03-5744-1436

受付時間 午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時（土・日・祝日を除く。）

(5) 書類作成・応募に当たっての留意点

ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

イ 提出した提案書等書類の内容の変更及び追加はできません。

ウ 参加申込書提出後に本公募の応募を辞退する場合は、辞退届（様式 8）を提出してください。

(6) 提出締切

令和 7 年 2 月 7 日（金）午後 3 時（※変更する場合があります。）

3 応募の抹消等

応募した事業者又はその関係者が、次のいずれかに該当した場合は、当該選定委員会において、その応募を抹消し、事業の受託候補者となっている場合はその対象から除外する場合があります。

(1) 1 の応募要件を満たさなくなった場合

(2) 受付期間内に提出書類が全て提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

(5) 本公募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本公募関係者と接触をもった場合

4 質問受付

(1) 質問方法

本公募について、質問事項がある場合は、質問書（様式 7）に記入の上、次の送信先に電子メールにて送信してください（当該質問書によらない場合及び電子メール以外の方法による場合は、受付できません。）。

(2) 送信先

電子メールアドレス：sido@city.ota.tokyo.jp

(件名は「部活動管理運営等業務委託に係る質問書」としてください。)

(3) 送信締切日時 **令和7年1月23日(木)午後3時**

(4) 留意事項

ア 質問は、項目ごとに簡潔に記入してください。

イ メール送信後に受信確認のため、区担当者宛に電話にて連絡してください。

ウ 本公募と直接関係がない質問については、回答しません。またそれに対する問合せには、一切お答えしません。

(5) 回答

1月28日(火)に区のホームページにて一括して回答します。個別の回答はしません。

第3 選定

1 選定方法

選定に当たり、部活動管理運営等業務委託事業者選定委員会を設置し、応募者の業務実施能力、信頼性・社会性及び見積価格について総合的に評価し、次のとおり選定します。

(1) 書類審査(一次審査)

本要項第2の2(p4～p5)により、提出された書類を審査します。

(2) 提案審査(二次審査)

書類審査を通過した事業者に対し、ヒアリング形式(プレゼンテーションを含む。)による審査を行います。

※日時及び審査の詳細については、別途文書にて通知します。

※提案審査の傍聴はできません。

(3) 判定

書類審査(一次審査)及び提案審査(二次審査)の結果を踏まえ、本業務の事業者として最も適すると認められる事業者をグループA、グループBごとに選定します。なお、選定結果は、応募された全ての事業者へ文書にて通知し、区のホームページで発表します。

2 審査項目等

審査項目と審査の視点(概要)については、次のとおりです。

評価項目	
企業評価	経営方針、理念は事業を委託する上で、適切であるか。 事業者として、安定して業務を行う能力を有しているか(経営規模・経営比率等)。 本業務の遂行にあたり、十分な実施体制が取れているか(従

	業員数等)。
業務実績	部活動地域連携・地域移行関連の業務について、令和2年から令和6年度までの間に国または地方公共団体等が委託した業務を履行した実績数が十分にあるか。
企画提案内容	業務目的・内容を十分理解し、意欲的に独自性・具体性・実現可能性をもった提案がされているか。
見積提案価格	適正運営価格の算出

第4 その他留意事項

- 1 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、参加者の負担とします。
- 2 本プロポーザルは、本件の受託先候補者を選定するものであり、契約締結は、大田区総務部経理管財課が担当します。
- 3 再委託は原則禁止です。大田区契約約款、再委託ガイドライン等は、区HP (<https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/keiyaku/bouryoku-haijo-youkou.html>) を確認してください。
- 4 本募集要項に定めのない事項については、区の指示によります。

事務局

所在地 郵便番号 144-8623
東京都大田区蒲田五丁目 37 番 1 号
ニッセイアロマスクエア 5 階
大田区教育総務部指導課管理係
電 話 03-5744-1436
F A X 03-5744-1665
メールアドレス sido@city.ota.tokyo.jp